

(お知らせ)

(旧) 一般労働者派遣事業の許可事業主のみなさまへ

大阪労働局需給調整事業部

平成27年9月30日に改正労働者派遣法が施行されたことに伴い、  
(旧) 一般労働者派遣事業の許可を受けている事業主は、許可番号について、下記のとおり読み替えて使用することとなりました。改正法施行後の労働者派遣契約等の締結に当たっては、読替後の許可番号をご使用ください。

なお、改正法施行前に締結し現在も継続している労働者派遣契約等で使用している許可番号の表記は、必ずしも変更する必要はございませんので、念のため申し添えます。

記

(改正前) 般 27 - ○○○○○○

↓

(改正後) 派 27 - ○○○○○○

以上